

令和5年3月 2日開会
令和5年3月 17日閉会

令和5年

第1回定例会会議録
(1日目)

小豆島町議会

令和5年第1回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第16号

令和5年第1回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年2月22日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和5年3月2日（木）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和5年3月 2日（木曜日）午前9時29分

閉 会 令和5年3月17日（金曜日）午後2時10分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	3月2日	3月16日	3月17日
1	大下 淳	○	○	○
2	高尾 豊弘	○	○	○
3	河井 修	○	○	○
4	川井 茂	○	○	○
5	羽田 満	○	○	○
6	塩田 洋介	○	○	○
7	高橋 淳	○	○	○
8	中川 光秋	○	○	○
9	三木 卓	×	×	×
10	谷 康男	○	○	○
11	藤本 傳夫	○	○	○
12	安井 信之	○	○	○
13	鍋谷 真由美	○	○	○
14	中松 和彦	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	大 江 正 彦	○	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○	○	○
建 設 課 長	守 山 和 利	○	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	×	○	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○	○	○
介 護 保 険 施 設 次 長	弓 木 和 幸	○	×	×

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 仲 三南絵

議事日程

別 紙 の と お り

令和5年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月2日（木）午前9時29分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 議案第3号 小豆島町オリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例について (町長提出)
- 第5 議案第4号 小豆島町個人情報保護法施行条例について (町長提出)
- 第6 議案第5号 小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例について (町長提出)
- 第7 議案第6号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第8 議案第7号 こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第9 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第10 議案第9号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第10号 小豆島町新しい産業づくり条例を廃止する条例について (町長提出)
- 第12 議案第11号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議について (町長提出)
- 第13 議案第12号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第14 議案第13号 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第15 議案第14号 令和5年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)

第 16	議案第 15 号	令和 5 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算	(町長提出)
第 17	議案第 16 号	令和 5 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算	(町長提出)
第 18	議案第 17 号	令和 5 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算	(町長提出)
第 19	議案第 18 号	令和 5 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算	(町長提出)
第 20	議案第 19 号	令和 5 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算	(町長提出)
第 21	議案第 20 号	令和 5 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算	(町長提出)
第 22	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	(町長提出)
第 23	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	(町長提出)
第 24	発議第 2 号	小豆島町議会の個人情報保護に関する条例について	(議員提出)

令和5年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月16日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問 8名

令和5年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月17日（金）午後1時00分 開議

- 第1 議案第3号～5号及び議案第14号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第15号～20号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第3号～5号及び議案第14号～20号に対する討論及び採決
- 第4 議案第6号及び発議第2号に対する討論及び採決
- 第5 報告第5号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第6 議案第21号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
について (町長提出)
- 第7 議案第22号 小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部
を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第23号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第8号） (町長提出)
- 第9 議案第24号 令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号） (町長提出)
- 第10 議案第25号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計
補正予算（第4号） (町長提出)
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員会委員長提出)

開会 午前9時29分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

令和5年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、令和5年度における町行政の基本であります町長の施政方針をはじめ、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、体調管理に努め、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月22日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

ここで、開会に先立ちまして、去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会の定期総会におきまして、自治功労者表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、谷康男殿。

○議長（中松和彦君）

表彰状

香川県小豆郡小豆島町議員 谷康男殿

あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲正

（拍手）

○議会事務局長（森 貞二君） おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（中松和彦君） それでは、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和5年小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた7件の当初予算案のほか、条例案件8件、人事案件1件、その他案件4件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（中松和彦君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の令和5年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月7日以降2月21日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書3件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、2番高尾豊弘議員、3番河井修議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本日から3月17日までの16日間とし、本会議第2日以降の日程につきましては、3月10日開催予定の議会運営委員会で改めてお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月17日ま

での16日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 町長施政方針

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、町長施政方針を議題といたします。

町長から令和5年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（大江正彦君） 令和5年第1回小豆島町議会定例会の開会に際し、令和5年度当初予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営についての所信と施策の概要を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

[以下別紙のとおり省略]

○議長（中松和彦君） ただいま町長から令和5年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時29分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第3号 小豆島町オリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例について

○議長（中松和彦君） 日程第4、議案第3号小豆島町オリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第3号小豆島町オリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、教育、スポーツ活動等の振興のための寄付金があったことに伴い、当該事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第3号小豆島町オリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の3ページをお開き願います。

本基金条例につきましては、町内でオリーブ産業を営む法人から、町の将来を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりに貢献したいとの意向から、町へ300万円の寄付をいただきました。このため、教育、スポーツ、子育て振興の貴重な財源として活用するに当たり、基金を設置するものでございます。

第1条は今申し上げた設置趣旨を定めており、第2条から第5条では基金の積立て、管理、運用益金の処理、処分について、地方自治法の規定に従い、既存の特定目的基金同様にそれぞれ定めるものでございます。第6条は委任事項であり、附則として本条例は公布の日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第3号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町オリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第4号 小豆島町個人情報保護法施行条例について

日程第6 議案第5号 小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例について

日程第7 議案第6号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第5、議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例について、日程第6、議案第5号小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例について及び日程第7、議案第6号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公共団体の個人情報保護制度について、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に一元化されることに伴い、条例を整備するものでございます。また、議案第5号小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例及び議案第6号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についても同様の理由により、条例の整備及び所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第5、議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の5ページをお願いいたします。

議案第4号は、小豆島町個人情報保護法施行条例についてです。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、令和4年4月1日から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律については個人情報の保護に関する法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても令和5年4月1日からの統合後の個人情報の保護に関する法律に一元化されることに伴い、小豆島町個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関し必要な条例を整備するものでございます。つまり、個人情報について保護法が適用されることにより今ある保護条例の規定の大部分が保護法と重複することになることから、保護条例を廃止し、保護法に基づいて運用するために必要な事項、例えば開示請求に係る手数料は無料としコピー代のみをご負担いただくこと、開示決定を15日以内にする、また審査会の設置等を定めるため、施行条例を新たに制定するものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、説明の中で、法律と小豆島町の条例の大部分が重複するというふうな説明があったと思うんですが、その重複しない町独自の部分について教えてください。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 先ほどもご説明いたしましたように、全国の共通ルールと

して基本的には個人情報保護法に基づいて制定されておりますけども、運用部分につきましては町独自であることを運用する部分で条例化する場合があります。先ほども申しましたように、手数料は無料、これは元の法律もそうなんですけども、コピー代をそれ相当にいただくということでコピー代はご負担いただくとか、開示決定の場合に法律上は30日以内というふうに書かれておりますけども、町は今まで15日以内としておりましたので継続して15日以内にするとか、あとは審査会を設置するというところを町独自に設定しております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 国の法律よりも町のほうで大切な規程があつて、個人情報の保護が後退する危険があるということが言われてるんですけど、その点についてはいかがですか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） その部分につきましては、上位法に基づいて条例化しておりますので、後退するようなことは考えておりません。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

次、日程第6、議案第5号小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の9ページをお願いいたします。

議案第5号は、小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例についてです。

本条例は、本人が保有個人データの利用停止、消去、第三者への提供の停止を請求できる要件を緩和し、本人の権利保護を強化する個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に一元化され、小豆島町個人情報保護条例を廃止することに伴い当条例で設置する小豆島町個人情報保護審議会も廃止となるため、国と同様に情報公開と個人情報の2つの審査機能を持つ新たな諮問機関、小豆島町情報公開・個人情報保護審査会を設置するもので

ございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 廃止する町の個人情報保護条例にあった、その中にあった審査会設置の部分がそのままこの条例になったということによろしいのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） おっしゃられたとおりでございます。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

次、日程第7、議案第6号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の13ページをお願いいたします。

議案第6号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、同法の中で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律については個人情報の保護に関する法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても令和5年4月1日から統合後の個人情報の保護に関する法律に一元化されることに伴い、小豆島町個人情報保護条例を廃止するため、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

この関係条例といたしまして、小豆島町情報公開条例、小豆島町うちのみ漁師村条例、小豆島産業会館条例、小豆島オーリーブ公園条例、小豆島オートビレッジYOSHIDA条例、小豆島ふるさと村条例、小豆島健康生きがい中核施設条例、小豆島町障害者グループホーム条例の計8つの条例が該当し、改正前の小豆島町個人情報保護条例（平成18年小豆

島町条例第11号)第12条に規定する協定を、改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規程に読み替えるものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中松和彦君) これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中松和彦君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案に対する討論、採決は、議案第5号と関連がありますので、最終日の3月17日に行います。

~~~~~

日程第8 議案第7号 こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について

○議長(中松和彦君) 次、日程第8、議案第7号こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大江正彦君) 議案第7号こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(中松和彦君) こども教育課長。

○こども教育課長(古郷 勉君) 議案第7号こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

上程議案集23ページです。

本条例は、政府の子供政策の新たな司令機能を担うこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法と、その施行に伴い必要となる関係法令の改正を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行されることから、関係法律の規定を引用している本町の条例について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条ですが、小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例の改正は、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削除されたことによる引用部分の条ずれの改正で、子育て応援会議設置条例第1条中の改正前の第77条第1項を、改正後の第72条第1項に改めるものでございます。

第2条小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正は、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除と学校教育法第25条第2項の追加による改正で、次のページになります24ページ、第4条中の法第19条第1項を法第19条に改めるものでございます。

第6条から第8条、それから第13条、第20条、第35条から第37条、第39条、第51条、第52条も同様の改正でございます。

27ページの第15条につきましては、学校教育法の改正に伴うもので、第25条を第25条第1項に改めるものでございます。

なお、条文に規定します内容については、改正はございません。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第9、議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げることから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 35ページをお開きください。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げることから、給与等の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

第1条、小豆島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

第2条、小豆島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、60歳到達後の給料の減額措置を条例による降給事由として位置づけているものでございます。

36ページをお願いいたします。

第3条、小豆島町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、60歳到達後の懲戒処分による給与の減額について定めるものでございます。

37ページをお願いいたします。

第4条、小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇について定めるものでございます。

40ページをお願いいたします。

第5条、小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、特例により管理職の期間を延長した職員は育児休業等を取得できないことについて定めるものでございます。

41ページをお願いいたします。

第6条、小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、特例により管理職の期間を延長した職員は公益法人等へ派遣できないことについて定めるものでございます。

43ページをお願いいたします。

第7条、小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の

一部改正に伴う規定整備を行うものです。

50ページをお願いいたします。

50ページの附則第11項につきましては、60歳到達後の最初の4月1日に給料月額が7割になることを定めるものでございます。

附則第12項では、給料月額が7割にならない職員を定め、附則第13項以降は給料月額の7割支給の特例について定めるものでございます。

53ページからの別表第1及び別表第2につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について定めるものでございます。

55ページの別表第3につきましては、管理監督職勤務上限年齢による降任先として4級に就任を定めるものでございます。

56ページ、第8条、小豆島町職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

第9条につきましては、小豆島町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

57ページ、お願いいたします。

この整備条例の附則でございますが、附則第1条につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行することを定めるものでございます。

附則第2条につきましては、この条例の用語の説明をするものでございます。

附則第3条から第5条第7項までにつきましては、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなすことについて定めるものでございます。

附則第5条第7項につきましては、暫定再任用職員に適用しない給与条例について規定するものでございます。

附則第5条第8項につきましては、旧地方公務員法により定年の延長している職員には適用しないことについて定めるものでございます。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第9号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第10、議案第9号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第9号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、県外に在勤する職員に対して当該地域における物価等を考慮し、民間賃金水準を基礎として定める地域手当を国家公務員や他の地方公共団体の職員と同様に支給するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の60ページをお願いいたします。

議案第9号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、県外の役所等に在勤する職員に対して当該地域における物価等を考慮し、民間賃金水準を基礎として定める地域手当を国家公務員や他の地方公共団体の職員と同様に支給するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第2条の改正は、給与の種類に地域手当を追加するものでございます。

第13条の3は地域手当について新たに定めるもので、支給する地域、割合については100分の20を超えない範囲内で、規則で定めようとするものでございます。

61ページ、第15条の2の改正は、第1項は地域手当の月額を算定する場合の1円未満の端数計算の処理について、第2項は勤務1時間当たりの給与額等の端数計算の処理につい

て定めようとするものでございます。

第16条、第20条、第21条の改正は、勤務1時間当たりの給与額、期末手当及び勤勉手当の算出基礎として地域手当を加えるものと定めようとするものでございます。

第24条の改正は、休職者の給与減額の際に地域手当も同様に減額するものと定めようとするものでございます。

附則として、改正条例は令和5年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今現在、県外在勤職員っていうのはないと思うんですが、どういう場合が考えられるのか。災害支援とかで行かれる場合もあると思うんですけども、お願いします。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 現在のところ、県外に派遣なり研修で行っている職員はございません。今後、国とか外郭団体とかいろいろ人材育成の一環としますか、そういう研修を進めていこうと思っておりますので、地域手当が今ございませんので、先ほどの提案理由でも申し上げましたように物価等の地域差がありますので、そのあたりを加味して計上させていただいております。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 地域手当ということで、上がる場所と上がらんと場所が出てくるのかなと思うんですけど、香川県より物価的に安いところとか、そういうな部分はこういうふうな規定になっとんのですか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） そちらにつきましても国のほうの基準がございまして、東京だったら100分の20、大阪だったら100分のたしか16ぐらいだったと思いますけど、その地域によって割合が変わってきますので、それに応じて支給するということになります。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第10号 小豆島町新しい産業づくり条例を廃止する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第11、議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国等と連動する支援制度を新たに整備することで地域の人材、資源、資金を活用した新たな事業を立ち上げようとする事業者を積極的に支援し、持続可能な地域づくりの推進を図るため、既存の条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 上程議案集の65ページをお願いします。

先ほど町長からの提案理由にもございましたように、国における支援制度を導入、整備することにより新たな事業に取り組もうとする事業者を応援する一方で、現行の条例にあつては、その採択要件において独創性などを重視することで同一分野での活用に限りがあることを踏まえ、現行の条例を廃止するものでございます。

まず、第1条では、平成25年4月から施行しておりました小豆島町新しい産業づくり条例を廃止する規定でございます。

第2条では、本条例施行の際現において新しい産業づくり条例、すなわち旧条例第4条の助成対象企業の指定を受けている事業者にあつては、旧条例第8条第1項に規定する交付期間が経過するまでは廃止前と同様の効力を有する、いわゆる暫定的効力を規定するものでございます。

附則としまして、本条例は令和5年3月31日から施行するものでございます。以上、議案第10号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、その指定を受けている業者っていうのはどれぐらいあるんですか。

○議長（中松和彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 現在指定を受けている、つまり企業支援において指定を受けている業者につきましては、令和4年度で交付対象事業者として全8件ございます。先ほど説明申し上げましたとおり、第2条において暫定的効力を規定するものでございますので、令和5年については5件、令和6年については3件を引き続き指定する予定でございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第11号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議について

○議長（中松和彦君） 次、日程第12、議案第11号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第11号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏において、令和5年度よりファシリティーマネジメントを実施するに当たり、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第11号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

上程議案集の66ページをお開き願います。

初めに、連携中枢都市圏の概要につきまして簡単にご説明申し上げます。

連携中枢都市圏につきましては、人口減少と少子・高齢化の社会にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとする事で地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、平成26年に総務省において制度化されたものでございます。具体的には、政令指定都市や中核市、こちらと、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで都市圏を形成し、1、圏域の経済成長、2、都市機能の集積強化、3、生活関連機能サービスの向上等を目指す制度でございます。

本町におきましては、平成28年2月に連携中枢都市である高松市と瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結し、これまで瀬戸内国際芸術祭をはじめ、夜間の救急艇の運航や小学生のミュージカル鑑賞などを中心に連携事業を推進してきたところでございます。

それでは、今回の変更内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表、改正後に記載のとおり、連携を図る事務並びに取り組み内容及び役回り分担の内容に、上から8行目に記載しております（オ）でございますが、（ア）から（エ）に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携を追加し、a、取り組み内容としましては、圏域の資源の共同利用を推進することなどにより結びつきやネットワークの強化の実現を図る事項を追加するもので、具体的に申し上げますと、美術館や博物館、大型アリーナなどの公共施設の共同利用を推進する将来的な理念を定めるものでございます。また、bの役割分担として、甲、高松市の役割は中心的な町政を担い、乙、小豆島町の役割として協力して取り組むとしており、高松市との連携をさらに高めることで行政コストの低減と本町の活性化につなげていくものでございます。

最後に、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏につきましては高松市と本町のほか、土庄町、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、綾川町の3市5町で構成されておまして、全ての市町におきまして本連携協約の変更が議会に上程されますことを申し添えさせていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第11号のご説明とさせていただきます。ご

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○12番（安井信之君） 先ほどの説明では高松市というふうなことでしたが、あとの2市4町かな、その辺の関係は、公共施設の利用というんは同じような格好に運用されるんですか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 高松市以外の市町でございますが、役割分担としては高松市と連携、協力しながらやっていくという書きぶりの改正をいずれも議会に提案するというところでございまして、基本的には高松市が中心的な役割を担うということでございますけれども、これは公共施設の共同利用という理念でございますが、たちまちどの博物館を、どの図書館をとということにはなりません。将来的に、共同利用することで住民の皆さんがいろんな施設を利用できるような仕掛けを、まずは理念として定めようというものでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 今ではその実効性がないという考え方なんですか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

公共施設については、例えば高松市の施設につきましては、高松市の市民の方が使う場合は幾ら、あるいは市外の方が使う場合は幾らとか、料金に当然変動、差がございますけれども、そういったものを将来的な理念として解消していくのであれば、例えば小豆島町民が高松市の施設も高松市民と同じ料金で使うこともできるのではないかという概念ではございますが、やはり公共施設につきましてはそれぞれの市町の考え方、あるいは議会の考え方がございますので、そこはまずは理念として定めておいて、今後十分に検討していこうというものでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第12号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（中松和彦君） 次、日程第13、議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の68ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19辺地に区分してございます。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、池田、蒲生、草壁、安田、坂手の5つの辺地において計画を策定し、中山、西村、田浦の3つの辺地の計画を変更するものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明申し上げます。

70ページをお開き願います。

池田辺地の計画策定でございます。

ページ下の表3、公共的施設の整備計画の1行目でございますが、中山間地域総合整備

事業であります。本事業につきましては、池田地区畑かん施設の更新に向けて、パイプライン更新工事を中心に県営事業として取り組んでおりますが、令和5年度以降も順次事業を推進するものであり、4年間の事業費を6,303万2千円とし、辺地対策事業債の予定額を4,530万円にするものでございます。その下の光明寺橋改良事業につきましては、老朽化が著しい橋梁等の更新事業を計上したものであり、事業費1千万円に対し、辺地対策事業債の予定額を同額の1千万円にするものでございます。なお、工事施工場所につきましては北地地区にありますマサゴ商店前でございます。

次に、71ページをお開き願います。

蒲生辺地の計画策定でございます。

ページ下の表に記載のとおり、中条中道線中条橋改良事業を計画するものでありますが、具体的には小豆島中央高校への通学の改善と地域住民の公共交通環境の向上を目指すに当たり橋梁の架け替え工事を実施するもので、事業費7,525万4千円に対し、辺地対策事業債の予定額を7,510万円にするものでございます。なお、工事施工場所につきましては小豆島中央高校生徒寮の北側でございます。

次に、72ページをお開き願います。

草壁辺地の計画策定でございます。

ページ下の表に記載のとおり、安田片城草壁線改良事業を計画するもので、具体的には丸島醤油付近から旧小豆島高校までの町道の拡幅工事を実施するもので、全体計画と今後の事業費を決定するため、今回は測量設計費を計上したものでございます。事業費1,270万円に対し、辺地対策事業債の予定額を420万円にするものでございます。

次に、73ページをお開き願います。

安田辺地の計画策定でございます。

ページ下の表の1行目、谷条南線改良事業を計画するもので、具体的には内海斎苑に向かう町道谷条南線の狭隘区間約100メートルを拡幅するもので、事業費600万円に対し、辺地対策事業債の予定額も同額の600万円にするものでございます。

2行目の地域消防力強化事業につきましては、消防安田分団の軽四積載車を更新するもので、事業費461万5千円に対し、辺地対策事業債の予定額を460万円にするものでございます。

3行目の林道橋長寿命化事業につきましては、三五郎池付近にございます星ヶ城線無名3号橋の架け替えに当たり測量設計費を計上したもので、事業費700万円に対し、辺地対策事業債の予定額を380万円にするものでございます。

次に、74ページをお開き願います。

坂手辺地の計画策定でございます。

ページ下の表に記載のとおり、地域消防力強化事業を計画するものでありますが、具体的には消防坂手分団の可搬動力ポンプを更新するもので、事業費106万円に対し、辺地対策事業債の予定額を100万円にするものでございます。

次に、78ページをお開き願います。

中山辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画のうち、表の上から3行目になりますが、中山の舞台大規模改修事業につきましては、貴重な文化財を保全し後世につないでいくため、令和3年度から大規模改修事業に取り組んでおりますが、現地精査により事業費が微増となったことから11万9千円増の2,624万1千円とし、辺地対策事業債の予定額を2,610万円にするものでございます。

その下の地域消防力強化事業につきましては、消防中山分団の小型動力ポンプが経年劣化により不調を来していることから更新するもので、事業費170万円に対し、辺地対策事業債の予定額を同額の170万円にするものでございます。

次に、80ページをお開き願います。

西村辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画のうち、表の上から2行目になりますが、スクールバス更新事業につきましては、星城小学校へ通う西村地区児童のスクールバスが老朽化しているため、バスを更新する事業を追加するもので、事業費1,650万円に対し、辺地対策事業債の予定額を同額の1,650万円にするものでございます。

最後に、82ページをお開き願います。

田浦辺地の計画変更でございます。

二十四の瞳映画村前公衆トイレ整備事業につきましては、1月の臨時議会において増額補正予算を計上し、補正財源として一般財源でのご議決をいただきましたが、今後令和4年度の辺地対策事業債を充当するそれぞれの事業費が確定し、総務省からの枠配分に残余が発生した場合、本事業において精算したいと考えており、辺地対策事業債の予定額を5,220万円に増額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第13号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中松和彦君） 次、日程第14、議案第13号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第13号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、真砂高昭氏は令和5年5月11日をもって任期満了となりますが、同氏の識見と教育に対する情熱、高潔な人格からも、教育委員として適任者であり、引き続き教育委員に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 上程議案集83ページをお願いいたします。

議案第13号教育委員の任命につき同意を求めることについて説明いたします。

現在の教育委員会委員、真砂高昭氏が令和5年5月11日をもって任期満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定に基づき、引き続き真砂氏を任命したいので、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

真砂氏は、住所、小豆島町池田2344番地、生年月日が昭和29年10月18日で、現在68歳でございます。

次のページをお開きください。

真砂氏の略歴でございます。

昭和52年3月日本大学理学部を卒業後、同年4月高松市立四番丁小学校の講師として採用され、昭和54年4月池田町立蒲生小学校教諭、平成10年4月土庄町立豊島小学校教頭、平成18年4月小豆島町立内海中学校教頭などを歴任され、平成27年3月に退職されております。平成29年5月から現在まで6年間、小豆島町教育委員会委員を務められております。

任期は、令和5年5月12日から令和9年5月11日までの4年間となります。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第13号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

~~~~~

日程第15 議案第14号 令和5年度小豆島町一般会計予算

日程第16 議案第15号 令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算

日程第17 議案第16号 令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第18 議案第17号 令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計予算

日程第19 議案第18号 令和5年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算

日程第20 議案第19号 令和5年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算

日程第21 議案第20号 令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（中松和彦君） 次、日程第15、議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算から日程第21、議案第20号令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の令和5年度一般会計・特別会計当初予算書及び説明書並びに介護保険施設事業会計予算書の最初に添付しております。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は121億1,300万円となっております。予算の内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第15号から議案第19号までで提案しております特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計19億712万3千円、後期高齢者医療事業特別会計3億3,159万5千円、介護保険事業特別会計21億3,201万5千円、介護サービス事業特別会計5,857万3千円、介護予防支援事業特別会計610万5千円となっております。また、議案第20号で提案しております介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては、事業収益4億7,615万8千円、事業費用4億8,844万4千円となっております。

各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長及び担当次長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第15、議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算についてご説明させていただきます。

お手元に別冊の令和5年度当初予算書及び説明書をご用意いただければと思います。あわせて、タブレットでもご覧いただければと考えてございます。ブルーの付箋を貼らせていただいております。議員の皆様には、1ページ目にブルーの付箋を貼っておるかと思っておりますので、そちらを開いていただいても結構でございます。

1ページでございます。

まず、第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億1,300万円と定めるものでございます。対前年度20億7,500万円、率にして20.7%の増でございます。

第2条は地方債の規定でありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を7ページの第2表地方債のとおり定めるものでございます。なお、借入限度額の合計は16億4,230万円、対前年度8億2,290万円、100.4%の増でございます。

第3条は一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借入れの最高額を例年と同額の5億円と定めるものでございます。

第4条は歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費

に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができることとしております。こちらも例年同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。

一般会計予算につきましては、大江町長が掲げる次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりに向けて大胆かつ積極的に編成させていただきましたが、詳細につきましては連合審査会において詳しくご審議がなされると思いますので、本日は予算書に併せて配付しております資料に基づき、前年度に比べて増減の大きな科目についてごく簡単にご説明をさせていただきます。

お手元に別冊資料をご用意いただいて、資料の2ページをお願いいたします。議員の皆様方には、ピンク色の付箋を貼らせていただいております。先ほどのブルーの冊子にとじ込んでおる資料の2ページでございます。ピンク色の付箋が1ページに貼っておろうかと思いますが、それをめくっていただいて2ページに令和5年度一般会計歳入予算総括表がございます。そちらをご覧くださいと思います。

まず、1款町税は14億6,584万2千円、対前年度2,587万円、1.8%の増となっております。これは、まず町民税が対前年度1,051万3千円の増となっております。コロナの影響が緩和され、社会経済活動が回復基調にあることから、町民税個人分の所得割において1,405万9千円の増を見込んだことが主な要因でございます。

固定資産税では新築家屋の増加、あるいは太陽光発電施設の増加等によって1,222万2千円増を見込んでおり、これらの要因を合わせまして、町税につきましては増額計上をしたところでございます。

次に、ページの真ん中になります11款地方交付税は39億4千万円、対前年度1千万円、0.3%の増を見込んでおります。このうち、普通交付税につきましては、対前年度同額の35億円を計上しております。また、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊員の積極的な採用等により1千万円増の4億4千万円を計上し、交付税全体として増額計上になってございます。

次に、3行飛ばしまして、15款国庫支出金は16億9,578万円、対前年度7億7,980万3千円、85.1%の大幅な増となっております。これは、坂手港の観光振興ターミナルを整備するに当たりデジタル田園都市国家構想交付金を7億8千万円計上したこと、また池田地区更新住宅の工事着手に当たり社会資本整備総合交付金を活用し、対前年度2億5,793万円の増となったことが主な要因でございます。

次に、3行飛ばしまして、19款繰入金は7億3,057万円、対前年度4億3,178万円、



144.5%の大幅増となっております。こちらは、令和3年度の普通交付税再算定に当たり、将来の臨時財政対策債償還のために減債基金へ積立てしてはりましたが、令和5年度の当該償還財源の繰入れとして活用したため、減債基金からの繰入金が対前年度1億1,698万2千円増となっております。また、ふるさと納税につきましては、寄付者の意向に沿って次年度以降の貴重な財源として活用すべく、一旦ふるさとづくり基金へ積立てしておりますが、次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりの貴重な財源として繰り入れた結果、当該繰入金が対前年度2億2,321万4千円の増となっております。さらに、高峰秀子生誕100年記念事業の実施に向けて、寄贈いただいた寄付を活用すべく基金から繰り入れた結果、対前年度8,352万7千円の増となったことが繰入金の主な増要因でございます。

次に、2行飛ばしまして、22款町債は16億4,230万円、対前年度8億2,290万円、100.4%の増となっております。こちらは、池田小学校長寿命化改修事業に係る町債が対前年度マイナス3億7,620万円の減となった一方で、国庫支出金でも申し上げましたが、坂手港の観光振興ターミナルを整備するに当たり過疎対策事業債を7億6,340万円計上したこと、また池田地区更新住宅の工事着手に当たり公営住宅建設事業債が対前年度2億9,300万円の増となったことが主な要因でございます。なお、公営住宅建設事業債につきましては後年度の償還に当たり、交付税措置のない単なる借金でございますので、今後の財政運営に大きな影響が発生いたします。このため、将来の償還財源を確保するため令和4年度の歳計剰余金につきましては減債基金へ積立てしたいと考えてございます。歳入は以上でございます。

引き続き、性質別歳出の主な増減についてご説明させていただきます。

同じ資料の13ページをお開き願います。

13ページの資料4、令和5年度一般会計歳出性質別分類表をお願いいたします。

まず、1行目の人件費でございます。

予算額は19億5,492万1千円、対前年度3,805万6千円、2.0%の増となっております。こちらは、会計年度任用職員の人員増により報酬等の人件費が対前年度2,853万2千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、2行目の物件費でございます。

予算額は16億290万5千円、対前年度2億5,086万6千円、18.6%の増となっております。こちらは、原油価格の高騰等により公共施設等の光熱水費が対前年度6,842万9千円の増、高峰秀子生誕100年記念事業における費用が対前年度1億1,035万8千円の増、小豆

島ふるさと村全体整備構想基本計画策定業務に係る費用が対前年度2,899万6千円の増、町営住宅福田団地の解体撤去に要する費用が2,070万円の増となったことが主な要因となっております。

次に、上から4行目から7行目の普通建設事業費でございます。

まず、補助事業の予算額は22億7,537万4千円、対前年度14億1,629万3千円、164.9%の大幅な増となっております。こちらは、池田小学校長寿命化改修事業が事業完了により5億4,241万円の皆減となった一方で、坂手港観光振興ターミナル整備事業が15億6,888万7千円の皆増、池田地区更新住宅整備事業の建築工事開始により対前年度5億4,774万1千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、単独事業の予算額は5億5,532万9千円、対前年度2億9,059万8千円、109.8%の大幅な増となっております。こちらは、庁舎西館の非常用発電機改良事業が2,288万円の皆増、単独道路橋梁改良事業が中条中道線中条橋の架け替え等に伴い、道路橋梁事業費の増加によって対前年度8,246万9千円の増、池田港駐輪場等整備事業の実施に伴い2,500万円の皆増、芦ノ浦埋立地地震津波対策事業が2,220万円の皆増、給食センターの厨房機器更新事業が対前年度2,216万5千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、県営事業の予算額は対前年度マイナス457万4千円、マイナス5.1%の減となっており、以上のことから、普通建設事業全体の予算額は7行目に記載のとおり29億1,528万1千円、対前年度17億231万7千円、140.3%の大幅な増となっております。

次に、1行飛ばしまして、扶助費につきましては、予算額は9億4,807万1千円、対前年度6,341万2千円、7.2%の増となっております。これは、小豆島中央病院の院内保育所を国、県の負担対象となる地域型保育所へ移行することにより、運営委託料が4,657万6千円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、その下の補助費等につきましては、予算額は19億4,723万7千円、対前年度8,523万7千円、4.6%の増となっております。こちらは、小豆地区広域行政事務組合への負担金が中間処理施設の造成工事事業量の増等に伴い、対前年度4,232万円の増、小豆島中央病院企業団が実施する電子カルテ、医療機器等の更新に対する負担金が対前年度2,414万2千円の増、総務省のローカル10,000プロジェクトを活用した地域経済循環創造事業が2千万円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、その下の貸付金につきましては、予算額は1億6,690万3千円、対前年度2,534万8千円、17.9%の増となっております。こちらは、中山農村歌舞伎舞台の大規模改修事業において、国県補助金を受け入れるまでの地元資金を確保するため、中山自治会への貸

付金が3,365万8千円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、2行飛ばしまして、公債費でございますが、予算額は12億3,424万2千円、対前年度マイナス8,400万1千円、マイナス6.4%の減となっております。こちらは、既発債の償還が済み、元金償還金がマイナス8,215万5千円の減となったことが主な要因でございます。

最後に、その下の繰出金でございますが、予算額は7億9,050万5千円、対前年度マイナス1,666万4千円、マイナス2.1%の減となっております。これは、後期高齢者に係る医療給付等の減により広域連合への負担金が対前年度マイナス2,631万円の減となったことが主な要因でございます。以上が性質別分類における主な増減でございますが、結果として一般会計の歳出合計は先ほども申し上げたとおり121億1,300万円、対前年度20億7,500万円、20.7%の大幅な増ということでございます。以上、簡単ではございますが、議案第14号の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第16、議案第15号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第15号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の9ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億712万3千円と定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予

算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算の内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

初めに、予算説明書の187ページ、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税は、被保険者数の減少が見込まれる一方で、コロナ禍で低迷しておりますが経済活動が回復傾向にあることから、前年度の約1.5%増となる2億8,171万1千円を計上しております。なお、退職被保険者等国民健康保険税は、制度廃止後の経過措置期間が終了したため、廃目としております。

2 款使用料及び手数料は、督促手数料として前年度と同額の10万円を計上しています。

3 款1 項県負担金につきましては、特定健康診査等負担金として401万3千円を計上しております。

2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金につきましては、保険給付に必要な額として14億714万9千円を、2 節特別交付金は保健事業の推進や結核、精神医療などに対し交付されるもので、3,025万2千円を計上しております。

4 款財産収入は、次のページのとおり、財政調整基金利子11万4千円を計上しております。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金は全て法定繰入れで、1 億7,493万5千円を計上しており、2 項1 目財政調整基金繰入金は県に納める国民健康保険事業費納付金の保険税不足分として800万6千円を計上しております。

6 款繰越金と7 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料につきましては、先ほど説明いたしました退職被保険者等に関する減額のほかは例年どおりとなっております。

2 項雑入は、次のページの4 目雑入で、集団検診時の個人負担金徴収業務が香川県検診協会が担当することとなったため減額となったほかは例年どおりとなっております。

次の国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染等により所得が減少した被用者に対する傷病手当金に係る国庫負担金が県支出金で交付されることとなったため、廃目としております。

続きまして、193ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収費、国保運営協議会に係る経費でございます。前年度から38万3千円増の1,585万円となっております。

2 款保険給付費は、被保険者数が減少傾向にあることから6,311万7千円減の14億1,695万8千円を見込んでおります。なお、歳入でもご説明しましたとおり、退職被保険者等に関連する科目については廃止をしております。

続きまして、197ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金につきましても、被保険者数の減少により833万4千円減の4億43万5千円を計上しております。

4款保健事業費は6,288万1千円を計上し、医療費適正化事業、健康づくり事業、特定健康診査を実施することとしております。

続いて、201ページをお願いします。

5款基金積立金11万4千円につきましては、財政調整基金積立金の利息分を積み立てるものです。

6款公債費から7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項延滞金までは例年どおりとなっております。

次の203ページ、3項繰出金につきましては、小豆島中央病院で実施しております訪問看護等の在宅医療に関わる県補助金分693万2千円を計上しております。

8款予備費は、前年度と同額の300万円を計上しております。以上、歳入歳出それぞれ前年度から7,082万7千円減の19億712万3千円を計上しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第17、議案第16号令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第16号令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の12ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,159万5千円と定めようとするものでございます。

予算の内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

初めに、予算説明書の211ページ、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、被保険者数が増となる見込みのため、前年度から645万3千円増の2億3,739万1千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しております。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金1,507万円、徴収費など町の事務経費として総務費繰入金482万7千円を計上しております。

2 目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料を軽減分として7,375万6千円を計上しております。

4 款繰越金、5 款諸収入は、前年度と同額を計上しております。

次に、213ページ、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、被保険者の資格管理及び保険料徴収に係る経費で、前年度から38万2千円増の477万7千円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3億2,621万8千円を計上しております。これは、保険料と共通経費繰入金及び保険基盤安定繰入金を合計したもので、前年度から1,438万2千円の増となっております。

3 款諸支出金と4 款予備費については、前年度と同額を計上しております。以上、歳入歳出それぞれ前年度から1,476万4千円増の3億3,159万5千円を計上しています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第18、議案第17号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第17号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計

予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の15ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,201万5千円と定めようとするものでございます。

第2条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算の内容につきましては、予算説明書で説明いたします。

説明書の220、221ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款保険料につきましては、第1号被保険者に係る保険料でございます。月額基準額は5,760円とし、所得等に応じ9段階に設定しております。

2款使用料及び手数料は、前年度と同額の4万千円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、地域支援事業交付金等の増に伴い、前年度から130万千円の増の5億5,645万円となっております。

4款支払基金交付金は、介護給付費の減により、前年度から423万2千円減の5億5,106万4千円となっております。

次に、222、223ページをお願いいたします。

5款県支出金につきましても同様に、介護給付費の減により、前年度から145万3千円減の3億974万5千円となっております。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子として12万円を見込んでおります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、1目介護給付費繰入金から3目地域支援事業繰入金につきましては、定められた負担割合に応じた額をそれぞれ計上しております。

4目低所得者保険料軽減繰入金2,083万9千円は、低所得者の介護保険料を軽減するための繰入金となっており、国費、県費を一般会計で受入れ、町負担分と合わせて介護保険事業特別会計に繰入れするものでございます。

5目その他一般会計繰入金3,256万9千円は、認定調査及び事業計画策定に係る事務費等を一般会計から繰入れするものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費等に対する介護保険料の不足が見込まれるため、基金のうち536万円を取り崩して充当することとしております。

8款繰越金と、次のページの9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、また2項雑入のうち、1目第三者納付金、2目返納金につきましては名目予算となっております。

3 目の雑入337万8千円につきましては、配食サービスなどの利用者負担金となり、それぞれ利用実績に基づき算出しております。

続きまして、歳出について説明いたします。

226、227ページをお願いいたします。

1 款総務費は、介護保険関係事務に係る経費等としまして、前年度より238万9千円増の3,429万円を見込んでおります。

次に、228、229ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、直近の保険給付の実績等を勘案し、予算額19億8,399万円としております。

次に、232、233ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費になります。健康づくり、介護予防等の事業費と地域包括支援センターの運営に係る経費としまして、予算額は1億1,273万3千円としております。

続きまして、238、239ページをお願いいたします。

4 款基金積立金は名目予算としております。

次の5 款諸支出金は過誤納還付金、国庫負担金等返還金としまして50万千円、6 款予備費につきましては前年度と同額の50万円を計上しております。

歳入歳出予算の合計は、ともに前年度から348万8千円減の21億3,201万5千円としております。以上で議案第17号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第19、議案第18号令和5年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設次長。

○介護保険施設次長（弓木和幸君） 議案第18号令和5年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。



当初予算書及び説明書の18ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,857万3千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきます。

246ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援事業、訪問介護事業の2つの事業の実施に係る会計となっております。

歳入をご説明いたします。

1款サービス収入、1項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、訪問介護のサービス収入です。対前年度1万1千円減の5,171万1千円を見込んでおります。

2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、要支援認定者への訪問介護のサービス収入で、対前年度45万6千円増の131万9千円を見込んでおります。

3項自己負担金収入は、訪問介護に係る利用者の自己負担分で、132万5千円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は、要介護認定調査に係る手数料で、名目予算として1千円を計上しております。

3款財産収入は、財政調整基金利子でございます。

4款寄付金は、2つの事業で2千円を計上しております。

5款繰入金、1項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担の軽減制度に対する介護保険事業特別会計からの繰入金3万9千円を計上しております。

248ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、収支不足額83万3千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6款繰越金は、前年度繰越金として1千円を計上しております。

7款諸収入、1項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で、332万5千円を見込んでおります。

2項雑入は、2つの事業で2千円を計上しております。

次に、歳出をご説明いたします。

250ページをお願いいたします。

1款サービス事業費、1項居宅介護支援事業費は、ケアプランの作成業務でございます。対前年度47万7千円減の3,559万円を計上しております。

2 項訪問介護サービス事業費は、対前年度47万 6 千円減の2, 296万 8 千円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は、前年度と比較して95万 5 千円減の5, 857万 3 千円となっております。以上で議案第18号令和 5 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和 5 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第20、議案第19号令和 5 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第19号令和 5 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の21ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ610万 5 千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

説明書の260、261ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項 1 目介護予防サービス計画費収入につきましては、ケアプラン作成料としまして609万 9 千円を計上しております。

2 款財産収入は、介護予防支援事業財政調整基金の利子収入として2 千円を計上しております。

3 款寄付金、4 款繰入金、5 款繰越金及び6 款諸収入は名目予算としております。

次に、262、263ページの歳出について説明いたします。

1 款サービス事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費は、要支援認定者を対象とした介護

予防支援に係る職員の人件費と事務経費等を計上しております。まず、1節報酬は、会計年度任用職員1名の3か月分の人件費となっております。2節給料から4節共済費と18節負担金補助及び交付金につきましては、正規職員0.5名分の人件費でございます。10節需用費から13節使用料及び賃借料と26節公課費につきましては、事務費と公用車及び電算システムの維持管理経費等を計上しております。24節積立金は、年度中の運用益を基金に積み立てるものでございます。

歳入歳出予算の合計は、ともに前年度から13万3千円増の610万5千円としております。以上で議案第19号令和5年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和5年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第21、議案第20号令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設次長。

○介護保険施設次長（弓木和幸君） 議案第20号令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊令和5年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条では、業務の予定量を定めております。

(1)利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28人、通所が25人、介護老人福祉施設入所が60人、短期入所が4人でございます。2、年間の利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が9,607人、通所が5,445人、介護老人福祉施設入所が2万1,462人、短期入所が1,168人を予定しております。3、1日平均利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が26.3人、通所が22.5人、介護老人福祉施設入所が58.8人、短期入所が3.2人を予定しております。4、主要な建設改良費は、設備整備費200万円を計上いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款介護保険施設事業収益は4億7,615万8千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業収益は4億4,279万6千円、第2項施設運営事業外収益は3,336万1千円を予定しております。第3項特別利益は、名目として1千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございますが、第1款介護保険施設事業費用は4億8,844万4千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業費用は4億8,714万3千円、第2項施設運営事業外費用は30万円、第3項特別損失は1千円、第4項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は3千円で、第1項負担金、第2項補助金、第3項固定資産売却代金、それぞれ名目1千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は建設改良費200万円を計上いたしております。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額199万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を許すべき項目を定めるもので、その項目を事業費用と事業外費用の各項間と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、1、職員給与費3億8,024万3千円と、2、交際費30万円を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を450万円と定めるものでございます。以上で議案第20号令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和5年度小豆島町介

護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中松和彦君） 次、日程第22、諮問第1号及び日程第23、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

令和5年6月30日をもって人権擁護委員の中山知子氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

また、諮問第2号につきましても、令和5年6月30日をもって人権擁護委員の八木さゆみ氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、同様に議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第22、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 上程議案集の85ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の中山知子氏におきましては、令和5年6月30日をもって任期満了を迎えますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

中山氏の略歴につきましては、議案集86ページに記載のとおりでございますが、平成29年4月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組んでおられ、人権擁護委員の適任者であることから、再度の就任を目的に推薦しようとするものでございます。

なお、任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第1号は適任として答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

次、日程第23、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。
住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 上程議案集の87ページをお開きください。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の八木さゆみ氏におきましては、令和5年6月30日をもって任期満了を迎えますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

八木氏の略歴につきましては、議案集88ページに記載のとおりでございますが、平成29年7月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組んでおられ、人権擁護委員の適任者であることから、再度のご就任を目的に推薦しようとするものでございます。

なお、任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第2号は適任として答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第24 発議第2号 小豆島町議会の個人情報の保護に関する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第24、発議第2号小豆島町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番安井議員。

○12番（安井信之君） 発議第2号小豆島町議会の個人情報の保護に関する条例について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出いたします。令和5年3月2日提出。小豆島町議会議長中松和彦殿。提出者、小豆島町議會議員安井信之。賛成者、谷康男、同じく三木卓。

提案理由として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、同法の中で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律については、個人情報の保護に関する法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても令和5年4月1日から統合後の個人情報の保護に関する法律に一元化されるが、議会は同法の適用除外となることに伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を定めようとするものです。

なお、条例の作成に当たりましては、全国町村議会議長会が作成した条例の例文を基にし、先ほど執行部から提案があった個人情報保護法施行条例等の規定内容とも整合性を図っています。また、議会の個人情報の対象は、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は想定しないこととしています。

条例の内容につきましては、概要で説明します。

新個人情報保護法が直接適用される執行機関側と、適用されない議会側の保有する個人情報の開示や、訂正及び利用停止などの手続や個人情報の取扱いに差異が生じることを避けるため、新個人情報保護法の第5章行政機関等の義務等の各条の規定に対応するようにしています。

次に、機関として負うべき義務を課す場合は議会、個人情報保護に係る開示や訂正など、具体的な手続や処分等を行う場合の権限行使の主体としては議長を規定しています。また、第6章に罰則規定を設けていますので、高松地方検察庁と協議を行い、特段の問題はないとの回答を得ております。

なお、条例の実施に関しては、必要な事項は議長が別に定めるとしてあります。

最後に、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしてあります。以上です。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案に対する討論、採決は、議案第5号と関連がありますので、最終日の3月17日に行います。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月17日の本会議第3日目をお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は3月16日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後0時24分